

平成26年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成26年10月31日 パレットくもじ3階会議室	
出席者氏名	幸喜令信 有住康則 真喜屋治 上江洲純子 友知政樹 古荘みわ 宮城初枝 榎本拓也 友利廣	
審議対象期間	平成26年4月1日 ~ 平成26年7月31日	
再苦情処理件数	件数 6件	
入札審議内容及び件数	建設工事	建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務
	総件数 203件	総件数 184件
一般競争入札	94件	5件
総合評価	28件	8件
指名競争入札	72件	152件
随意契約	9件	19件
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	
その他の意見	・再苦情申立については継続審議	

## 平成26年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
<p>Q 1 コンサルタント業務の設計金額はどのように決めているのか。</p>	<p>A 1 コンサルタント業務における設計については歩掛かりを根拠とし、そのうち建築設計については、建物の規模・構造・用途・内容によって算定された人数に人件費を積み上げて算定します。なお、算定については発注課職員が行っております。</p>
<p>Q 2 随意契約において、見積回数が多い入札は有効なのか。受注者の査定能力はあるのか。</p>	<p>A 2 随意契約においては最低制限価格を設定しておらず、また見積回数についても限定しておりません。査定については、諸経費等で調整できる範囲で受注者が見積を行っており、予定価格範囲内で落札が決定されております。</p>
<p>Q 3 入札金額入力ミスによる指名停止事例が増えているように思えるが、対策はあるのか。</p>	<p>A 3 入札金額の入力ミスがあった場合で、落札し、契約しなかった場合において、指名停止等を行うことにより、応札者に対し注意喚起を図っております。もし、入札金額錯誤における入札を発注者が認めてしまうと、談合などの不適格な入札が行われる危険性もあり、一度応札した入札については取り消すことができません。このため応札者は十分な注意を払い入札には望んで頂きたいと考えております。</p>
<p>Q 4 「宜野湾浄化センター遠方監視制御設備工事E14」について、応札者が1者だけであるが、総合評価方式で入札を行う必要があるのか。</p>	<p>A 4 本案件は、既設の監視システムに場外系のシステムを取り込む工事で、既設の監視システム（メーカー）を扱える業者が施工できる工事となっており、施工体制を確保するため総合評価方式の特別簡易型を採用して入札を行っております。</p>

Q 5

「具志川浄化センター 3号消化タンク実施設計業務」について、57.4%の落札率で業務は行えるのか。最低制限価格はないのか。

Q 6

「航空機整備基地新築工事設計業務」について実績があるから随意契約を行ったのか。

Q 7

一般競争入札の事後審査型における審査対象業者3者を選定している理由とはなにか。

A 5

本案件は委託業務のため、最低制限価格は設けられておりません。ただし、予定価格は事前に公表されており、また、落札者は実績があることから低い請負額でも適正な業務を行えるということで落札しております。

A 6

本案件は航空機整備基地新築工事の実施設計となります。今回随意契約を行った業者は、実施設計の前段階である基本設計を受注し、関係機関等との調整内容、計画の決定に至る過程や、設計の内容を熟知しており、業務の円滑な遂行が期待できることから、同業者と随意契約を行っております。  
なお、基本設計についてはプロポーザル方式にて、受注者が選定されております。

A 7

一般競争入札の事後審査においては、結果が変更（失格）になる場合があるため、対象業者を最低制限価格以上で入札額が低い順から3者選定としております。